

### 名簿の備付け(法第12条関係)

探偵業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

### 名簿の記載事項(法施行規則第5条関係)

法第12条第1項に規定する名簿には、次の事項を記載し、かつ、3年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真(無背景のものに限る。)をはり付けなければならない。

- ① 氏名、住所、性別及び生年月日
- ② 採用年月日及び退職した場合には退職年月日
- ③ 従事させる探偵業務の内容

2 探偵業者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る名簿を備えておかなければならない。

### 教育(法第11条関係)

探偵業者は、その使用人その他の従業者に対し、探偵業務を適正に実施させるため、必要な教育を行わなければならない。

探偵業者は、教育の義務の履行を担保するため、教育計画書及び教育実施記録簿を作成するように努めること。

# 従業者名簿(例)

作成年月日

年 月 日

フリガナ 氏名	生年月日		写真貼付 3年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ3センチ、横の長さ2.4センチの写真(無背景のもの)  (男・女)
	年 月 日 ( 歳)		
住所 電話番号			
採用年月日	年 月 日	退職事由等	
退職等年月日	年 月 日		
従事させる探偵業務の内容	<input type="checkbox"/> 面接による聞き込み <input type="checkbox"/> 尾行 <input type="checkbox"/> 張り込み <input type="checkbox"/> その他これらに類する方法( ) <input type="checkbox"/> 探偵業務以外( )		
教育実施状況			
実施年月日	教育内容	時間	実施者氏名

(根拠 法第11条・第12条・施行規則第5条)